

3 国への要請

- (1) 女川原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画について（要請）
（知事から経済産業大臣へ，平成20年11月13日）

(1) 女川原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画について(要請)

(知事から経済産業大臣へ、平成20年11月13日)

原安第151号

平成20年11月13日

経済産業大臣 二階 俊博 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

女川原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画について(要請)

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第12条の規定により、平成20年11月5日付けで、東北電力株式会社から標記の事前了解に係る協議がありました。

今後、県としましては、標記計画に係る原子炉設置変更許可申請の審査を踏まえた上で判断することとしています。

貴職におかれては、下記について、万全の措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 安全審査に当たっては、厳正に実施するとともに、情報の公開と積極的な広報を行うこと。
- 2 女川原子力発電所の安全確保について、厳正な指導及び監督を行うこと。

原 安 第 1 5 1 号

平成20年11月13日

原子力委員会委員長 近藤 駿介 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

女川原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画について(要請)

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第12条の規定により、平成20年11月5日付けで、東北電力株式会社から標記の事前了解に係る協議がありました。

今後、県としましては、標記計画に係る原子炉設置変更許可申請の審査を踏まえた上で判断することとしています。

貴職におかれては、本件に係る安全審査を厳正に実施するとともに、万全の措置を講じられるよう要請します。

原 安 第 1 5 1 号

平成20年11月13日

原子力安全委員会委員長 鈴木 篤之 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

女川原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画について(要請)

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第12条の規定により、平成20年11月5日付けで、東北電力株式会社から標記の事前了解に係る協議がありました。

今後、県としましては、標記計画に係る原子炉設置変更許可申請の審査を踏まえた上で判断することとしています。

貴職におかれては、本件に係る安全審査を厳正に実施するとともに、万全の措置を講じられるよう要請します。